

福医事第 1110001 号  
令和 5 年 11 月 10 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 様  
中核市

独立行政法人福祉医療機構  
福祉医療貸付部長  
（公印省略）

### 福祉貸付事業における融資限度額の計算方法の見直しについて

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の原油価格や物価の上昇の影響により、建築資材等が高騰しており、施設整備等にかかる費用が増加している背景を鑑み、標記につきまして、令和 5 年 11 月 10 日より、別紙のとおり、福祉貸付事業における融資限度額の計算方法の見直しを行うことといたしました。詳細につきましては、別紙のほか、独立行政法人福祉医療機構ホームページでもご案内しております（<https://www.wam.go.jp/hp/tabid-151/>）。

つきましては、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い致します。

以上

#### 【本状に係る担当連絡先】

独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部  
事業統括課 佐野、佐々木  
電話番号（直通）：03-3438-9291  
Mail：wam\_tokatsu@wam.go.jp

## 福祉貸付事業における融資限度額の 計算方法見直しのお知らせ

当機構では、昨今の原油価格や物価の上昇の影響により建築資材等が高騰し、施設整備等にかかる費用が増加している背景を鑑み、以下のとおり福祉貸付事業における融資限度額の計算方法を見直しました。

### 現行の融資限度額の計算方法

#### ①、②のうちいずれか低い額

- ① (「機構事業費※」又は「実際事業費」のいずれか低い額 - 法的・制度的補助金) × 融資率
- ② 担保評価額 × 70%

※：福祉医療機構が施設・事業ごとに定めている「基準単価」をもとに算出

### 見直し後の融資限度額の計算方法

#### ①、②のうちいずれか低い額

- ① (「実際事業費」 - 法的・制度的補助金) × 融資率
- ② 担保評価額 × 70%

- 実際事業費には、融資対象施設の建築工事費、設計監理費、解体工事費、設備備品等が含まれます。
- 融資率は融資対象施設や条件によって異なります。(70～95%。詳細については下記連絡先までお問い合わせください。)
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

▼金利情報  
QRコード



1  
ご  
連  
絡  
先

●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部  
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9298  
福祉審査課 FAX 03-3438-0659  
融資相談係

●開設地が西日本(福井県～沖縄県)：大阪支店  
大阪支店 TEL 06-6252-0216  
福祉審査課 FAX 06-6252-0240  
融資相談係

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>